

天正三年十二月

一二八

當時鉄炮肝要に候の間、向後は長柄を略し、器量の足輕を撰び、鉄炮持參、併せて忠節たるべし。着到を以つて鐵数を糺明せしむるの上は、鉄炮を帶し來るべし。様子は後日下知をなすべきの事

弓・鉄炮鍛練なきの族は、一切持參せしむべからざるの事

付、向後は、陣中に於いて節々檢使を以つて相改め、弓・鉄炮鍛練なきの族あらば、過怠あるべきの事

長柄・持鐵共に木柄・打柄たるべきの事

付、この比長柄の突一段疎品に候の間、自今以後別して結構に支度の事

乗馬・歩兵共に一旋の指物申し付け、戦場に於いて剛憶歴然候様に申し付けらるべきの事

付、指物小幡の紋は心の随たるべし。

大小人共に一手の内一戦に草ぶの砌、戦功を抽んづべし。手分・手組等兼ねて相定められ、何時も催促次第出陣せしめ、武

勇を勵むべき仕置肝要に候の事

付、各存寄の行、書付を以つて、勝頼の披見に入れらるべきの事

小旗指物新調の事

貴賤共分量の外、鉄炮の玉薬を支度せば、忠節たるべきの事

討死並びに忠節人の遺跡、幼少たらば、十八歳に至るまで、武勇の人を以つて陣代を申し付けらるべし。但し勘忍分に於

いては、不足なくこれを渡すべし。然れども十八歳に及ぶの翌年は、速かに知行・被官以下還付すべきの旨、誓詞を以つ

て相定めらるべきの事

向後陣中に於いて、貴賤共振舞一切これを停止すべし。然らばすなはち定器の外、槍・打敷以下無用の荷物禁法の事

以上

武田勝頼、浦野宮内左衛門尉ノ在陣ノ勞ヲ稿ヒ、戦備ヲ調ヘシム、

〔浦野文書〕〇上野

態染一筆候、抑去夏以來長之在陣〔^(耐力)〕不知所濟候、雖然〔^(被力)〕燭粉骨故、分國〔^(端力)〕任存分、手堅成下知、大慶候、仍來

明春ノ出陣
ニ備ヘシム

春者□□至敵國動干戈可散抽心候之間、内々無□□武具亦被相調、一左右次第、有出陣可被□□支度頼入候、恐々謹言、

(天正三年)
十二月十六日

(武田)
勝頼判

浦野宮内左衛門尉殿

〔訓読〕わざわざ一筆を染め候。そもそも去る夏以來長の在陣□□謝するところを知らず候。然りと雖も粉骨を竭さるるの故、分国□□存分に任せ、手堅く下知をなし、大慶に候。よつて来春は□□敵國に至つて干戈を動かし、抽心を散すべく候の間、内々油断なく武具等を相調へられ、一左右次第、出陣ありて□□せらるべき支度頼み入り候。恐々謹言。

十八日、諏訪湖上ニ、諏訪大明神御渡アリ、尋イデ、重ネテノ御渡アリ、諏訪社上社、之ヲ幕府ニ注進ス、

〔當社神幸記〕○諏訪市神宮寺 諏訪頼宣氏所藏

當大明神御渡之事

諏訪頼宣注
進狀案
平池渡ヨリ
澤内渡ヘ渡
ル

今月十五日夜、令凝結湖水、同十八日刀刻、從當社濱平池渡下御ノ、下宮濱沢内渡江上御候、佐久新海明神者、自江渡下御ノ、沢内渡江上御候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

天正三年十二月廿一日

(諏訪)
大祝頼忠

進上 御奉行所

天正三年十二月

一二九

天正四年四月

四月小 甲子朔

一五二

三日、武田勝頼、甲斐法泉寺ヲシテ、筑摩郡刈屋原ノ内勝因寺分等ノ寺領ヲ安堵セシム、

〔法泉寺文書〕○山梨縣 法泉寺所藏

〔封紙文書〕
〔法泉寺〕

武田勝頼安堵狀

定

一甲州和田之内本寺領 拾八貫文

一同塔頭分 五貫文

一同塩邊分 仁反

一同看養免 壹貫五百文

一信州刈屋原之内勝因寺分 七貫八百文

武田信武位
牌所

〔武田信武〕
〔筑摩郡〕
〔武田信武〕
為高祖清淨心院殿牌所、右如斯寺產、法性院殿以直判、被定置之上者、末代不可有相違候、早竟、寺家之修造、仏法之興隆、可被盡尊意者也、仍如件、

天正四年丙子

卯月三日

〔甲斐〕
法泉寺

〔武田〕
勝頼(花押)

光巴ノ一周
忌書寫法華
經ノ銘

〔訓読〕定（訓読中略す）

高祖清淨心院殿牌所として、右かくの如き寺産、法性院殿直判を以つて、定め置かるの上は、末代相違あるべからず候。畢竟、寺家の修造・仏法の興隆、尊意を尽さるべきものなり。仍つて件の如し。

十六日、武田勝頼、亡父信玄ノ葬禮ヲ甲斐惠林寺ニ行フ、春日虎綱等、之ニ列シ、伊那郡建福寺住持宗杲、掛眞佛事ヲ、同郡開善寺住持宗販、奠茶佛事等ヲ勤ム、

〔天正玄公佛事法語〕

（法泉）
同雪岑
（光巴）

天正甲戌四月十有二日、惠林寺殿松山玄公大居士、在軍中薨矣、大孝男勝頼公、依有遺令、不送喪矣、今茲天正四

年丙子四月十有六日、設葬礼於普第、同充於小祥忌之辰、借手六和苾芻、六万餘言疾書、夫法華者、三世十方諸仏

得悟之真根、九界一切衆生入道持往也、天台智者大師、在大蘊山誦此經、至是真精進、是名真法供養、如來親見、

灵山一會、□然未散、若是書写底人、筆頭具慙、眼、灵山一會、不亦在茲乎、回這ケ功能、大居士、普導群類、同

登覺場者必矣、偈曰、

一枝之筆鉄崑崙、写出生寃六万言、意足不求文字似、法華開也尽乾坤、咄、

〔訓読〕

天正甲戌四月十有二日、惠林寺殿松山玄公大居士、軍中にあつて薨せり。大孝男勝頼公、遺命あるによつて、送喪せず。今茲天正四年丙子四月十有六日、葬礼を府第に設けて、同じく小祥忌の辰に充て、手を六和の苾芻に借りて、六万余言を疾書

天正四年四月

一五三

天正六年六月

つて相違あるまじきものなり。仍つて寄進せしむるところ、件の如し。

三三〇

七日、上杉景勝、武田勝頼ニ和ヲ求ム、勝頼、武田信豊・高坂彈正ノ斡旋ニ依リ、之ヲ諾ス、是日、跡部勝資、コレヲ中條景泰等ニ答報ス、

〔杉原謙氏所藏文書〕○越佐史料五所載

跡部勝資書
狀案

不存寄候之處、再三珍翰快然候、内々疾雖可及御報候、勝頼當口出馬、取亂故遅々、非存疎意候、御使者口説之趣、
(武田)
典厩具披露被御回答候、委細被遂御勘辨、可被觸景勝御賢聞事專要候、恐々謹言、
(上杉)

(天正六年)
六月七日

跡部大炊助

勝資

中條與次殿
(景泰)

竹俣三河守殿
(慶綱)

五十公野右衛門殿
(宗信)

吉江喜四郎殿
(信昌)

色部惣七郎殿
(長實)

水原彌四郎殿
(滿家)

齋藤下野守殿
(朝信)

毛利惣八郎殿
(顯元)

加地安藝守殿
(泰綱)

新發田尾張守殿
(長政)

上條彌五郎殿

御報

〔訓読〕存じ寄らず候のところ、再三の珍翰快然に候。内々疾く御報に及ぶべく候と雖も、勝頼当口に出馬、取り乱すの故遅々、疎意を存するに非ず候。御使者口説の趣、典厩具に披露御回答せられ候。委細御勸弁を遂げられ、景勝の御賢聞に触れるべきこと專要に候。恐々謹言。

〔武家事紀〕

上杉景勝書
狀案

北條高廣ノ
兵景勝ニ挑
戦ス

景勝高廣ヲ
詰ル

爰許之儀無心元由候而、飛脚被指越、喜悅之至候、仍當城彌堅固備、士無油斷申付候、楊北之諸面々何モ在城、近日彼面之人數打著之條、凶徒可打果儀案之中候、扱又甲州之儀、武田典厩并高坂彈正以取成、勝頼へ此方入魂、何而モ當方差圖次第、可及其行之由之條、可心易候、然者人留之儀、度々無曲様ニ被申越候、先以無餘儀候、雖然、三郎被取除、翌日ヨリ北條之者ニ押懸、證人ヲ取、武色ニ不及迄之仕合之間、サテ、父子覺悟モ相替候カト思候而、人留之儀堅申付候、身之存所モ不爲相違候、老母ナレ被呼取候事、覺悟相違歷然候、取成族モ可有之候、身之心底不殘露書物之間、此上之儀ハ被抛少々之無心、所存身之前ハトモカクニモ、謙信芳志不成一方之事之間、其分別可有モ候カ、專者謙信芳思之者ニ覺悟如何様ニ變候、身之事只一人於當城切腹之處、思定候之間、此時者外郭之備モ不入之條、如何モ其方分別次第候、更無動天候、謹言、

(天正六年)
六月八日

(上杉)
景勝

北條丹後守殿

同 安藝守殿

天正六年六月

天正六年九月

山田若狹守殿

仁科盛信、安曇郡大編郷ニ移住スル者ニ、諸役ヲ免ズ、

〔武田文書〕○北安曇郡小谷村 武田豐氏所藏

如前ミ、自當秋大編於罷移者、從戊寅年(天正六年)申辰之年迄、諸役令免許者也、仍狀如件、

仁科盛信朱
印狀
三年間ノ免
除

(天正)
天六
實以九月十七日朱印

大編之郷中

〔訓読〕前々の如く、当秋より大編へ罷り移るに於いては、戊寅の年より庚辰の年まで、諸役免許せしむるものなり。仍つて
狀件の如し。

○コノ文書、ナホ研究ノ餘地アリ、後考ニマツ、

廿三日、武田勝頼、尾崎重元ヲシテ、本領ヲ安堵セシム、

〔歴代古案〕六

武田勝頼安
堵狀案
檢地後軍役
ヲ定ム

向後可抽忠節之旨言上候間、累年被抱來領地、無異儀被下置候、重以御換使被相改之、依知行分定納之員数可被定
軍役、弥忠信可為肝要之由、被 仰出者也、仍如件、

(天正六年)
九月廿三日

跡部大炊助(勝資)

奉之

尾崎孫十郎殿

〔訓読〕 向後忠節を抽んづべきの旨言上候の間、累年拘へ来らるる領地、異儀なく下し置かれ候。重ねて御検使を以つてこれを相改められ、知行分定納の員数により軍役を定めらるべし。いよいよ忠信肝要たるべきの由、仰せ出さるるものなり。仍つて件の如し。

○上杉景勝、重元ノ知行改ヲ行ヒ、年貢ノ進濟ヲ命ズルコト、本年八月廿日ノ條ニ見ユ、

十月小 己卯朔

一日、是ヨリ先、武田勝頼、上杉景勝・同景虎ノ和議成ラザルヲ以ツテ、越後ヨリ甲府ニ歸ル、是日、信濃ノ人春日信達、書ヲ景勝ノ臣新發田長敦等ニ送り、和議ノ不調ヲ歎ク、

〔歴代古案〕一

珍翰快然候、如承意、去夏以来、以不慮之仕合申談、本懐候、和平之義、種々疎意候、互ニ条々有御存分、無落著候、歎敷候、歸陣以後、弥其備堅固之由、肝心候、上口無相替儀、追本意之形候、可御心易候、委細小山田左衛門大夫可申候条、不能具候、恐々謹言、

(天正六年)
九月廿四日

(武田)
勝頼

(上杉)
上杉彈正少弼殿

〔訓読〕 珍翰快然に候。承意の如く、去夏以来、不慮の仕合を以つて申し談じ、本懐に候。和平の儀、種々疎意に及び候と雖も、互に条々御存分あり、落着なく候。歎かはしく候。歸陣以後、いよいよその備堅固の由、肝心に候。上口相替る儀なく、

天正六年十月

武田勝頼書
狀案
和平成ラザ
スルヲ遺憾ト

天正七年八月

四五四

天正(七年)八月初五日(花押)

舜嶺老納書之、

○コノ切紙、祖透ニ與ヘラレシモノカ否カ詳カナラザレドモ、祖透ノ受ケタル他ノ切紙ト日付ヲ同ジクスルヲ以ツテココニ掲グ、

○正々・祖透、果シテ大安寺ノ住僧ナリヤ否ヤヲ詳カニセザレドモ、姑ク同寺ノ徒トシテココニ掲ゲテ後考ニマツ、

十二日、武田勝頼、新四郎等ノ郷次ノ普請役ヲ免除シ、佐久郡小山田大學助ヲシテ、之ヲ使役セシム、

〔飯嶋文書〕○小縣郡九子町 飯嶋曉氏所藏

定

武田勝頼朱
印狀

新四郎 源右衛門 甚右衛門 清右衛門 右近助 文五郎 縫殿助 源右衛門 七郎右衛門 新九郎

右如此、向後郷次之御普請役御赦免之間、相當之用所可被申付之旨、所被仰出也、仍如件、

天正七年

(武田勝頼)

八月十二日 朱印

跡部(勝賢)大炊助
奉之

小山田大學助殿

〔訓読〕(訓読上略す)

右かくの如く、向後郷次之御普請役御赦免の間、相當之用所申し付けらるべきの旨、仰せ出さるるところなり。仍つて件の如し。

廿九日、武田勝頼、上野ニ出兵セントシ、繩嶋兵部助等ニ佐久郡岩村田着陣ヲ促ス、

〔綱嶋文書〕○小縣郡鹽田町 綱嶋光次氏所藏

武田勝頼書
在陣廿日ヲ
越エズ

急度染一筆候、仍有行之間、不圖来五日上州表出馬候、於于此節者、在陣之日數不可過廿日候条、別而人数有加増、
至于出陣者、可爲忠節候、於陣中人数令着到、増益之衆へ者糧不可出置候、其意得尤候、猶必来七日^(佐久郡)至岩村田着陣
肝要候、恐々謹言、

(天正七年)

八月廿九日

繩嶋兵了助殿

(武田)
勝頼 朱印
(印文勝頼)

〔訓読〕急度一筆を染め候。よつて行あるの間、ふと来る五日上州表出馬候。この節に於いては、在陣の日数廿日を過ぐべ
からず候の条、別して人数加増あり、出陣に至つては、忠節たるべく候。陣中に於いて人数着到せしめ、増益の衆へは糧等
出し置くべく候。その意得尤もに候。なほ必ず来る七日岩村田に至つて着陣肝要に候。恐々謹言。

九月小 甲辰朔

十七日、武田勝頼、駿河ニ侵入シ、戦況ヲ上杉景勝ニ報ズ、信濃ノ人春日信達モマタ、戦備ノ成レ
ルヲ景勝ニ報ズ、

〔上杉家文書〕二

(端裏切封)

武田勝頼書
伊豆境ニ築
城ス

(十右衛門)
以吉田・富永兩口、蒙仰旨、具得其意、誓詞等相認之、進之候、仍不圖當口出馬、於豆州境新城相築候、普請任存分
(清兵衛尉)
就候之間、可御心易候、委曲説与彼口上候之間、不能具候、恐々謹言、

(天正七年)

九月十七日

(武田)
勝頼(花押)

天正七年九月

四五五